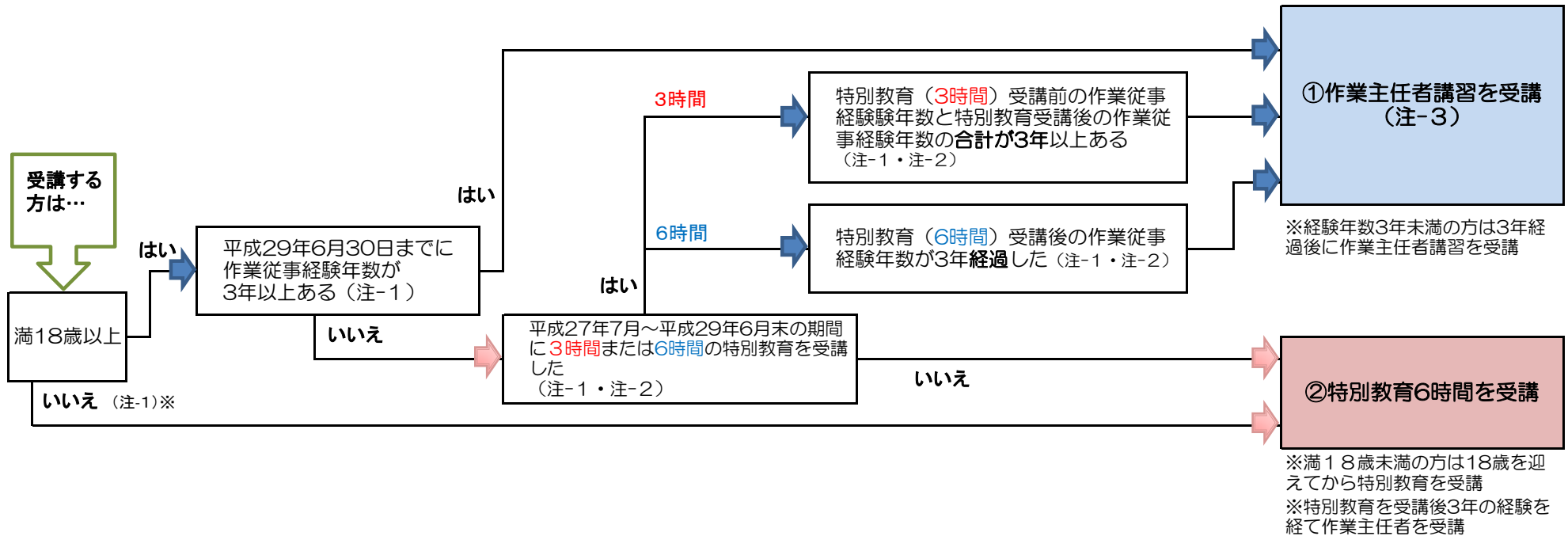


足場講習セルフチェックシート（1）



注-1 作業従事経験とは、満18歳以上において、足場の組立て解体、変更等の作業に従事した経験です。

※18歳に満たない者は、危険有害業務の就業制限（法62条）により同作業に従事することは出来ません。

注-2 労働安全衛生規則の一部改正で「特別教育」の受講が義務化され、改正後の猶予期間を過ぎた平成29年は7月1日以降は、作業に従事することは出来ず、特別教育を受講していない者はその間の作業従事経験は認められません。

注-3 受講資格によって、特別教育修了証の写しと、事業主証明の両方が必要です。